

改正

平成18年3月31日条例第41号

平成18年7月10日条例第44号

平成22年12月14日条例第48号

平成24年3月19日条例第1号

平成24年3月31日条例第40号

平成25年7月2日条例第23号

平成27年12月16日条例第49号

令和2年12月16日条例第43号

令和3年12月20日条例第41号

宮崎県森林環境税条例をここに公布する。

宮崎県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県土の保全、水源の涵(かん)養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性に鑑み、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第4条の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年度から令和7年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条第1項の表（同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100

分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(使途)

第5条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、宮崎県森林環境税基金（宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）に基づく宮崎県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「附則第5条第1項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「300円」とする。

(県税条例附則第5条第2項の適用がある場合における個人の県民税の均等割の税率の特例)

3 県税条例附則第5条第2項の適用がある場合においては、第3条中「第27条」とあるのは「附則第5条第2項」と、「同条」とあるのは「同項」とする。

附 則（平成18年3月31日条例第41号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年7月10日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（平成22年12月14日条例第48号）

この条例は、平成23年4月1日から施行し、第4条の改正規定（「平成23年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める部分を除く。）は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月19日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条中宮崎県税条例第3条の2及び第23条の改正規定並びに第2条の規定は平成25年1月1日から、第1条中宮崎県税条例附則第38項の次に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月31日 条例第40号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月 2 日 条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成27年12月16日 条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び第 4 条の改正規定中「平成 28年 3 月31日」を「平成33年 3 月31日」に改める部分は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年12月16日 条例第43号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年12月20日 条例第41号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（県民税に関する経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号。以下「所得税法等改正法」という。）第 3 条の規定（所得税法等改正法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第 2 条第12号の 7 に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第15条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 4 第 3 条の規定による改正後の宮崎県森林環境税条例第 4 条の規定は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。
- 5 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、第 3 条の規定による改正前の宮崎県森林環境税条例第 4 条の規定は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

- 6 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。
- 7 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、改正前の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。